

令和 6 年度（2024 年度）

北海道特定調達契約等苦情検討委員会

議事録（抄録）

令和 6 年（2024 年） 6 月 14 日

出席者

北海道特定調達契約等苦情検討委員会

齋藤久光 委員

櫻井一俊 委員

中川晶比呂 委員長

橋本佐和子 委員

山本 晋 委員

(五十音順)

(地方独立行政法人)

北海道公立大学法人札幌医科大学
経営企画課財務室副室長

須田 健一郎

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
本部経営管理部財務グループ主幹

三浦 良正

(地方独立行政法人所管部)

北海道総務部教育・法人局法人団体課主査
北海道総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課課長補佐

小倉 拓也
棚田 健生

(事務局)

北海道会計管理者兼出納局長
北海道出納局財務指導課長
北海道出納局財務指導課主査
北海道出納局財務指導課主任

辻井 宏文
阿保 恵一
田中 裕実
坂倉 悠日

<事務局>

それでは定刻となりましたので、始めたいと思います。私、北海道出納局財務指導課の阿保と申します。本日はよろしくお願いいたします。本日、御多忙の中お越しいただきましてありがとうございます。北海道では、地球温暖化防止や、省エネルギーに向けたナチュラル・ビズ・スタイルという取り組みを実施して、年間を通して節電を意識した、働きやすい服装で執務を行うこととしております。本日も上着をお脱ぎになるなど、楽にしていいただければと思います。また、プラスチックごみによる海洋汚染問題に関しまして、道の主催する会議におきましては、ペットボトルやプラスチックカップをできるだけ使用しないとする取り組みも進めておりますので、本日はペットボトルではなく、缶の飲料を提供させていただいておりますので、御理解願いたいと思います。それでは、座ってお話させていただきます。委員会の開催に先立ちまして、辻井会計管理者から御挨拶を申し上げます。

(辻井会計管理者兼出納局長挨拶)

<事務局>

それでは会議を始めさせていただく前に、各委員の御紹介をさせていただきたいと思います。

北海道大学大学院経済学研究院教授の齋藤久光委員です。

公認会計士の櫻井一俊委員です。

北海道大学大学院法学研究科教授の中川晶比兒委員です。

弁護士の橋本佐和子委員です。

弁護士の山本晋委員です。

本日の出席委員は、5名中全委員の出席ということでありまして、北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例、以降条例といいますけれども、条例第6条第2項に記載の委員の2分の1以上の出席とする、会議開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それではただいまから、北海道特定調達契約等苦情検討委員会会議を開催いたします。まず初めにですが、議題の(1)、委員長及び職務代理者の選任について、こちらについてお願いしたいと思います。条例第5条第2項の規定に基づきまして、委員の互選により委員長を選出いただくこととなりますけれども、どなたか御発言はございますでしょうか。

(発言なし)

特に御発言がないようですので、事務局の方から、本委員会の委員長として、中川委員を御推薦したく、御提案いたしますが、いかがでしょうか。

(全委員が同意をする)

それでは、中川委員に委員長をお願いしたいと思います。ここで中川委員には、御挨拶の方、よろしくをお願いいたします。

<中川委員長>

中川です。だいたい、この委員を、委員会の活動させていただいておりますけれども、委員長をお引き受けいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

それでは続きまして、委員長の職務代理者の指名でございます。こちらも条例第5条第4項の規定に基づきまして、中川委員長からの御指名をお願いいたします。

<中川委員長>はい。それでは条例に基づきまして私から、職務代理者を、山本委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(山本委員が了承する)

<事務局>

それでは山本委員、よろしくお願いいたします。

辻井会計管理者におきましては、他の公務のため誠に申し訳ございませんが、ここで退席をさせていただきます。

<事務局（会計管理者）>

どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

それではこれからの会議の進行につきましては、中川委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

<中川委員長>

はい。それでは議題の（２）、苦情の処理手続から進めたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

それではこちらの方から御説明申し上げたいと思います。失礼ですが、座らせていただきます。それでは、議題（２）について、御説明させていただきます。

北海道特定調達契約等苦情検討委員会の「苦情の処理手続について」を、お手元の資料１－１から資料１－５により御説明いたします。主に資料１－１の「本委員会の概要」を使用させていただきますので、こちらをご覧ください。始めに、本委員会の現在の設置の根拠ですが、本委員会は、「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書」第18条に規定されます苦情申立ての手続の一つである「検討機関」として設置されているものであり、北海道においては、資料１－２「北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例」平成28年（2016年）の条例第19号に基づき設置されているところです。本委員会は、協定の対象となる調達において、その関係人が申し立てた苦情に対し、申立の内容を検討・審議し、是正すべき事案があれば是正を求めるというのが委員会の本旨であり

ます。

北海道においては、資料１－３「特定調達契約等に関する苦情の処理手続」平成８年（１９９６年）の北海道告示第１３３７号により、知事が処理手続を定め、また、資料１－４「特定調達契約等に関する苦情の処理手続の解釈・運用」を平成１１年（１９９９年）８月３０日出納局長決定により当該手続の解釈・運用を定めているところです。「政府調達に関する協定」につきましては、平成８年（１９９６年）１月１日に発効した国際約束（条約）で、その前年、平成７年（１９９５年）１月に発効した「世界貿易機関（ＷＴＯ）を設立するマラケシュ協定（ＷＴＯ協定）」の附属書４に含まれる複数国間貿易協定と呼ばれる４つの協定のうちの１つです。他の３つは、民間航空機貿易に関する協定、国際酪農品協定、国際牛肉協定で、ＷＴＯ加盟国であってもこれら協定を受諾しなければならない義務はないものとなっております。政府調達については、各国が自国の経済政策上の手段として活用してきたことから、各国の政府調達に関する手続は、国際的な規律の下におかれることなく、永く、国際貿易における内外無差別原則等の及ばない分野とされてきたところ。しかしながら、１９６０年代以降、政府調達の自由化が、いわゆる非関税障壁の一環として取り上げられるようになり、ＧＡＴＴ（関税及び貿易に関する一般協定）の多角的貿易交渉過程において、政府調達の分野においても内外無差別等の枠組みを設ける必要があると認識され、長年の交渉の結果、昭和５６年（１９８１年）に発効した中央政府機関の産品等の調達を対象にした協定、いわゆる旧協定の制定を経て、適用対象機関の拡大、サービス調達への適用分野の拡大、異議申立手続の整備等を目的として旧協定が改定されたものです。

協定の締約国の義務の１つとして、供給者が調達に関して協定に対する違反の疑いがある旨、苦情を申し立てることを可能にする手続を提供するものとされたところです。日本国の対応としては、協定が適用される調達機関となった、中央政府機関の各省庁等と政府機関については、内閣府に１つ、地方政府機関の都道府県と政令指定都市については、それぞれで苦情の検討機関（委員会）を設置することとなったものです。

いかなる利害関係も有しない公平かつ独立した検討機関であって、任期中に外部から影響を受けない構成員からなるものとされています。苦情の処理手続につきましては、北海道は、協定の発効にあわせて国、当時の自治省から通知された手続（案）と同様に策定したところです（規定の仕方は、見やすさに配慮して工夫したため、国や他県等と異なっている）お配りしました資料１－３「苦情の処理手続」と資料１－４「苦情処理手続の運用・解釈」を具体的な流れに整理したものが、資料１－５「苦情の処理手続フロー」、資料１－１の１ページ目に概要を記載したものです。これら手続の前に、協定の適用調達における関係規程について、資料１－１の２ページ目をご覧ください。日本国内においては、民法、商法などの法令のほかに国には、会計法令、地方公共団体には、地方自治法、同施行令に加え、各団体で定めることとされている財務規則などが、調達契約に関して適用されてきたところです。協定の発効に伴いまして、その円滑な実施を図るため、地方自治法施行令の特例を定める政令である「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」が国において制定され、北海道財務規則の特例を定める規則である「物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」を北海道で制定しています。

地方自治法では、契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法により締結するもの（とされており、これは、国際約束の入札手続においても認められているところですが、政令（法施行令）において定められている手続、競争入札参加者の資格の公示、資格に関する要件の制限、一般競争入札の公告事項、指名競争入札についての公示、落札者決定方法の制限、随意契約できる場合の限定、落札者の

公示などについて、特例政令によって、国際約束で認められる手続との整合性が図られたものでございます。

今、申し上げたものの中に、年度毎の資格公示、事業所の所在地要件の禁止、W T O公用語による概要を含めた必須の公告事項と公示、最低制限価格の禁止、随意契約事由を 10 項目に限定された、といったものです。

同様に、各団体の財務規則等において定めることとされている手続についても、特例規則を定め、国際約束による手続との整合性を図っています。

一般競争入札の公告期間（40 日前）、公告媒体（北海道公報）、指名競争入札に特有な公示（指名されるために必要な要件）、郵便入札制限の禁止、入札説明書の交付、希望による不落理由の交付、落札者公示の期間（72 日以内）と媒体（北海道公報）と事項、落札者に係る決定事項の記録と保管など協定が適用となる調達契約につきましては、特例政令の定義の規定において、物品等として、現金と有価証券を除く動産とプログラム、特定役務として、国際約束の附属書に定められたサービスとされておりますが、このサービスの特定に当たっては、国際比較を可能とする暫定的な中央生産物分類（C P C）（平成元年（1989 年）に国連統計委員会で検討・承認された）が用いられております。

その主なものを例として、最後に掲げております。その全てが適用となる訳ではなく、一定の基準額以上の契約が対象とされており、こちらについても、国際比較を可能とする単位として、国際通貨基金（I M F）の主要加盟国通貨の為替相場の加重平均値として算定される特別引出権（S D R）が採用され、日本国の中央政府、政府関係機関、地方政府機関のそれぞれの調達契約毎に例えば、物品等と一般サービスは、中央政府と政府関係機関は 13 万 S D R、地方政府は 20 万 S D R、建設サービスは、中央政府は 450 万 S D R、政府関係機関と地方政府は 1,500 万 S D R、建築エンジニアリングサービスは、中央政府と政府関係機関は 45 万 S D R、地方政府は、150 万 S D R と国際約束上では規定されておりますが、地方公共団体に対しては、基準額が総務大臣が定める額として告示されることとされ、国は同様に財務大臣が定める額を告示しているのですが、2 年度毎に見直しが行われており、今（令和 6）年度から翌 7 年度までは、表のとおりとなっております。

日本国通貨の現在の状況が反映されたものと思われませんが、それぞれ昨年度までの 3 千万円から 3 千 6 百万円に、22 億 8 千万円から 27 億 2 千万円に、2 億 2 千万円から 2 億 7 千万円に約 2 割上昇し、適用範囲が狭まる結果になりました。

なお、これらの調達契約であっても、交渉相手国への対抗措置上、地方公共団体の行う鉄道事業や電気事業に係る調達など、適用除外とされているものもあります。この対象契約に係る調達手続に関して苦情が申し立てられた場合に本委員会が開催され、内容を検討・審議していただくということになります。その具体的な処理手続につきましては、先ほど申し上げました「特定調達契約等に関する苦情の処理手続」で定め、その概要を具体的な流れに整理したものが、資料 1－5 のフロー図ですが、以下、資料 1－5 により、御説明いたします。

この処理手続につきましては、協定の「苦情申立ての手続」に則り、先ほども少し触れましたが、国から通知されたように、地方公共団体毎に定めております。特例政令に基づき入札参加資格に関する審査や入札に関する告示、そして入札などが執り行われ、これらのすべての段階で、当該製品又はサービスの提供を行ったものや提供を行うことが可能であったものが、「供給者」とされます。

その供給者が、調達機関が行った手続が協定に違反があると判断した場合（図①）、まずは、違反があると判断した、苦情の対象となる調達機関、「関係調達機関」との協議による解決が奨励されていま

す（図②）。しかしながら、供給者と関係調達機関との協議では解決に至らなかった場合には、供給者は委員会に苦情を申し立てることになります（図③）。申立ては、供給者が苦情の原因となる事実を知り得たときから 10 日以内に行わなければならないので、関係調達機関と協議する時間的な制約があるものです。苦情申立があった場合、委員会は、その申立を関係調達機関に送付するとともに、休日を除いて 10 日以内に、当該申立の受理又は却下について決定します（図④と⑤）。そして、その決定を直ちに苦情申立人と関係調達機関に通知します（図⑥）。

苦情を却下できる場合としては、申立てが遅れて行われた場合、協定等と無関係な場合、供給者からの申立てでない場合などですが、期間を誤って教示されたために遅れた場合には、受理は可能です。申立を受理したときは、その旨を公示し、審議に参加することを希望する者、「参加者」を募り（図⑦）、5 日以内に確定して（図⑪）、苦情申立人と関係調達機関に通知します（図⑫）。これに平行して、関係調達機関に申し立てられた事案に係る関係書類と苦情事項に対する回答、説明などを記載した報告書の提出を苦情申立の送付をしたとき（図④）から 14 日以内に求めます（図⑬）。そして、関係調達機関から提出された報告書の写しを苦情申立人と参加者に送付し（図⑭）、意見又は委員会での検討の希望を 7 日以内に求めます（図⑮）。その間に、委員会は、原則として、関係調達機関に契約締結又は契約執行の停止を苦情申立て後 12 日以内に要請します（図⑧）。関係調達機関がこの要請に従わない場合には、理由を委員会に通知しなければならず（図⑨）、委員会は直ちに写しを苦情申立人に送付し、その理由が認めるに足るものかどうかを判断した結果を直ちに苦情申立人と関係調達機関に送付します（図⑩）。

以上の手続を経て、苦情申立人と関係調達機関に説明、主張、文書の提出を求め、これに基づき苦情の検討・審議を行っていただくこととなります（図⑯）。なお、苦情申立人、参加者と関係調達機関は、検討結果を取りまとめる前に委員会に出席し、意見陳述を行うことができることとされ、それぞれが、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができ、また、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席できることとされています。

苦情申立てから 90 日以内に、公共事業の場合には 50 日以内に、検討結果の報告書と協定違反があると認める場合には是正案の提案書を作成していただき（図⑰）、直ちに苦情申立人、参加者と関係調達機関に送付します（図⑱）。報告書には、苦情の全部又は一部を認めるか否かとともに、調達手続が協定に違反して行われたか否かを明らかにして検討結果の根拠に関する説明が必要になるものです。

なお、委員が少数意見の記載を求める場合には、報告書に付記できることとなります。提案書では、新たに調達手続を行うこと、調達条件は変えずに再度調達を行うこと、調達を再審査すること、他の供給者を契約締結者とすること、契約を破棄することの 5 つのうち、1 つ以上を含む是正案を提案していただきます。

なお、関係調達機関は、原則として、委員会の提案には従うものとしていますが、提案に従わないと判断した場合には、提案書受領後 10 日以内、公共事業は 60 日以内に理由を付して委員会に報告しなければなりません（図⑲）。

30 年近く前の国からの説明では、協定の交渉の結果、苦情処理機関の提案に必ず従わなければならないという規定にならなかったものですが、北海道においては原則として、従うものと規定しています。以上で議題（２）「苦情処理の手続について」の説明を終わらせていただきますが、議題（３）「国等の苦情申立案件について」におきまして、政府関係機関に申し立てられた苦情に係る報告書を事例として検討（苦情処理）の状況を御説明します。

<中川委員長>

ありがとうございます。一番最後の30年前に話を伺った話の部分、従わなかった場合の話を、もう一度お願いします。

<事務局>

北海道においては原則、従うものと規定しているところですが、あくまでも協定上ですが、苦情検討機関からあった提案について、必ず従わなければならないということにはなっていないということです。これについては、国際協定ですので、そうしたら協定自体を受諾できない国があったということで、そこまで強制力はないということが説明されていたところですが。

<中川委員長>

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして何か御質問等、ございますでしょうか。

私の方はちょっと1点だけコメントしておきますと、手続としてはやっぱりかなり特殊だと思います。そもそも、判断する人数が5人いるっていうのは、裁判所の最高裁の小法廷と同レベルの話で、人数が多いっていうのと、あとこの苦情の検討の日数が限られていて、事実上を、苦情申し立てている人と関係調達機関と、参加人が一堂に会するっていうのは多分1回しかなくて、それが意見陳述の機会なんです。

それで、お互いの陳述に対して何か意見を言ってという、そういったこともできないので、単純に委員会に対してそれぞれが質疑応答できるんだけど、1回そのきり順番に話すだけっていう、あとはもう、委員会が判断するっていうようなスケジュールになっているので、実際に起きた場合には最初のその意見陳述で、当事者たちが並んで話す前に準備しておかないと、そのあとかなり判断に苦しむという感じがします。

あと、この政府調達協定自体、苦情申立てする場合弁護士を立てて、文章を提出されるわけですけども、弁護士自身も、よくわからないんじゃないかというか、政府調達協定の解釈をどうすればいいのかっていう解釈を書いてある本が、そもそも見当たらないので、次の議題にもありますけども、ちょっと関係のないような規定を持ってきて議論しているということになるので、なかなかどこまで機能しているかっていうのは、かなり限界があるという特殊な手続で、地方でやるにはかなり苦勞するかなと思います。他の先生方からございます。どうぞ。

<橋本委員>

すいません手続の質問なんですけど、次に出てくる国の資料の方で付言というのがあったんですが、このようなことが、道の委員会でも少数意見じゃなくて全体の付言としてできるのか。

<事務局>

はい。基本手続は、同じと思っていただいて結構です。そのために、今回、例として議題(3)を御提供させていただきました。

<中川委員長>

はい。特にないようでしたら、議題(2)の説明の聴取をこれで終わりたいと思います。

引き続きまして議題(3)国等の苦情申立案件について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

はい。続きまして議題（３）について、御説明させていただきます。

国等の苦情申立案件につきまして、お手元の資料２－１により御説明いたします。

資料２－２は、国の省庁等や政府機関の調達契約に関する苦情を受け付ける内閣府所管の政府調達苦情検討委員会が実際に取りまとめた「報告書」ですが、30 ページ超の大冊になりますので、内容を抜粋したダイジェスト版を作成させていただいたものが、資料２－１です。なお、お配りしました「報告書」につきましては、内閣府がホームページ上で公表しているものですが、これ以外には、私どもにも情報はございませんので、あらかじめ、ご承知おき下さい。

また、報告書を見ますと、検討結果、協定等の規定に違反はないということで、「提案書」は作成されていないものと思われます。議題（２）において、先ほど、御説明しました北海道における苦情の処理手続と国における手続は、基本は同じですので、委員の皆様方に審議過程をイメージしていただけるよう国の委員会で行われた苦情処理の経過を取り上げたところです。では、１ページから表の始めになりますが、苦情申立日が昨年、令和５年１０月２日、苦情申立人が富士通 J a p a n 株式会社、苦情の元になった調達を行った関係調達機関が国立大学法人 東京医科歯科大学、調達契約の購入等件名は、病院情報管理システムとなっております。２ページの下から委員会の判断ですが、関係調達機関は、協定が適用となる調達機関、政府機関の一つの国立大学法人で調達契約は、協定に定めるサービス「情報及びデータのオンラインでの処理」に該当し、金額は、公表されていませんが、政府機関のサービスに適用される基準額 13 万 S D R、1,500 万円を超えており、苦情申立人が「苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たとき」に当たる、関係調達機関から不採用、失格の通知を受けた 9 月 22 日から 10 日以内の 10 月 2 日に委員会に苦情が申し立てられていることから、土日休日を除いた 10 日以内の 10 月 16 日に受理され、同日、苦情申立人と関係調達機関に通知されております。１ページに戻っていただき、その後の苦情処理状況ですが、委員会は、受理日の 10 月 16 日には関係調達機関に対して、契約締結又は契約執行の停止要請を行わないことを決定しており、同日、苦情が申し立てられた 10 月 2 日から 14 日以内に関係調達機関から報告書が提出されています。

さらに、報告書が提出された日から 7 日以内の 10 月 24 日に苦情申立人から報告書に対する意見が提出されています。そして、10 月 30 日に第 1 回の委員会が開催され、翌 11 月 1 日に苦情申立人と関係調達機関に資料を求めて、それぞれの回答書と意見陳述書が 11 月 9 日に提出されています。11 月 7 日に開催された第 2 回の委員会では、苦情申立人と関係調達機関に意見陳述書を行わせて、最終の第 3 回の委員会が 12 月 12 日に開催された後、苦情が申し立てられた 10 月 2 日から 90 日以内の 12 月 22 日に報告書が作成され、苦情申立人と関係調達機関に交付されています。苦情処理の経過は、このようになっております。

次に苦情の争点と委員会の判断に移りますが、委員会が争点と捉えた 3 点とそれに対する苦情申立人と関係調達機関のそれぞれの主張を、１ページから 2 ページにかけて、委員会の審議内容である判断と結論は、３ページから 4 ページにまとめております。具体的には、調達側である大学が求めた仕様では P C 2 台としていたのに、苦情申立人は「P C 1 台導入します」「1 台でのご提案を致します」と記載して応じたため、大学が不採用、失格とした事実に対して争われているものです。先に争点の 3 番目についてですが、委員会の判断は 4 ページの最初になりますが、苦情申立人の主張は、大学が求めた 1 万 5 千を超える仕様項目や想定で数十億円の予算規模からして、P C 1 台分の問題は、1 項目、十数万

円とわずかな部分を理由に不採用とされたのは妥当性を欠くということに過ぎず、協定の具体的な条項違反を主張するものとはいえないものとされております。

委員会に対する苦情は、具体的に協定のどこに違反しているかが必要ということであり、北海道の処理手続、「苦情の検討の手続」（第5の3）でも、「協定とは無関係な場合」や「軽微な又は無意味な場合」は却下の対象となっております。次に争点の1番目に戻りまして、そもそも応札は、大学の求める仕様を満たすものであったのに、不採用とし失格としたのは、協定に違反するとの主張につきましては、委員会の判断は3ページ目になりますが、こちらについては、苦情申立人が大学の違反を主張した協定の条文は、誤っているとされたにもかかわらず、取り上げることとされております。

苦情の趣旨は、基本的要件に適合したものであるにもかかわらず、落札の対象から除外されたということなので、正しくは、違反を主張すべき協定の条文は別になるとした上、審議されています。

このように審議に取り上げられることにはなりましたが、苦情申立人が「P C 1台導入します」「1台でのご提案を致します」と記載した応札は、P C 1台の提案でも要求仕様の趣旨目的を達成できるという意味にとどまると考えることが一般社会で普通に理解される内容で、大学が同様に認識して、苦情申立人から要求仕様を満たさない提案がされたと認識して判断したことは、特に不自然ではないので、大学の措置が協定に違反しているとまではいえないとされております。

争点の2点目、大学が不採用とするに当たって、苦情申立人に疑義照会を行わなかったのが、協定に違反するとの主張につきましては、そもそも違反していると主張している条文は、調達機関に交渉を行う権利が与えられているのであって、義務は存在しないので苦情申立人の主張は採用できないこととされ、苦情はその全部が認められず、調達手続が協定に違反して行われたものとはいえないと結論付けられております。

最後に付言において、提言されております改善が望まれる点についてですが、苦情申立人からは争点とされておりませんでした。大学が仕様でP C 2台を要求することが協定の「不必要な障害」に当たる場合、1台でも同じ機能が発揮できるにもかかわらず2台を要求する場合には2台を要求すること自体が協定に違反する可能性が指摘されております。

本件では、大学は医科と歯科で建物が別なので、2台必要と主張しておりましたが、過去には苦情の原因となっているところがありますので、要求する仕様の作成、記載に当たっては、十分留意すべきとされております。

以上で、議題（3）「国等の苦情申立案件について」の説明を終わります。

<中川委員長>

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして何か御質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

<齋藤委員>

一つお尋ねしたいのですけれども、今までこの北海道で苦情検討委員会が開催されていなかったということで、このような事例が起こらなかったというふうに考えていますが、一方でその要件を満たさずに、入札を不採用としたようなケースは北海道でもよくあるのかどうかということを教えていただければと思います。特に前回か前々回に、これと同等なものという文言を入れて、入札に出しているということを伺った記憶があることから、この説明を読む限りでは、同等なものであるかどうかというこ

とを確認する義務が北海道の方に、関係調達機関の方に発生するということでよりも読めますので、その場合、北海道でもそういう、もし要件を満たさずに入札不採用としているようなことがよくあるのであればそのようなことを注意して対応していただければというふうに思います。

<事務局>

今の御質問についてですけれども、まず、北海道に正式に苦情を申し立てられたことはないということとは、先ほど会計管理者からもお話し申し上げたとおりです。しかし、苦情申立前に報道されて、調達を改めたということとはございます。平成 11 年度頃でした。他の県においては、実際に苦情があり、苦情を検討する前に調達をやめたという県もございます。

北海道においては、御質問にあったように、適用契約においては、できるだけ細かく仕様を記載することが適当ですが、それができない場合であっても、必ず、同等品という記載をしなければならないという事務処理要領上、調達において義務づけております。協定に沿った形で調達できるように手続を定めております。

なお、一般的な北海道の調達手続におきましては、銘柄指定は基本しないこととしております。これは、中小企業の受注機会を図るために、銘柄を指定してしまうとそれを扱う業者しか参加できないので、基本、銘柄指定をしないという取組みをすることになっておりますし、協定の適用となる大きな契約にあっては、同等品というような仕様の記載の仕方をするようになっておりますので、ご指摘のあったように、もし、示したものの、明記した仕様以外で同等品として入ってきたものは、適合するかどうかを審査する義務は北海道側にはあると認識しているところでございます。

<中川委員長>

調達というか、それはマニュアルとして何か北海道の中で、共通のもあるということですか。

<事務局>

はい。先ほどお配りしました資料の中で、特定調達について政令に関して、国から出ている特例政令、北海道財務規則に関して特例を定める規則とあり、その下に出納局長通達として、特例要領で特定調達契約を行う場合の北海道における手続として義務付けている要領を通達しているところです。

<中川委員長>

ありがとうございます。いやそこまでやっていらっしゃるのちょっと初めて知りました。あと、先ほどのお話で、資格がないとして入札に参加させない場合に理由を説明することも書いているんですか。

<事務局>

それに関しては、特定調達手続だけではなく、北海道の入札手続においては、一般競争入札が原則になっておりますが、その資格審査を申請に来た方に対して、資格がないといった場合は、理由を付して通知するというのが一般的ですので、北海道全体の契約で行っているところです。

<中川委員長>

はい、わかりました。他に、いかがでしょうか。

この事例で、何点か特殊な側面があると思うんですけど、一つはこれ契約締結の執行停止をしなかったっていうのが、ちょっと驚いたところです。国も執行停止したかどうかっていうのは、書いてないことが多いので、これ以上の材料がないので、なぜこれを止めなかったのかっていうのは、ちょっとよくわからないところであります。あともう1点ですね、付言があるんですけど、逆に大学側からしてみれば、業者の提案内容に1台って書いてあるものを2台に直させたら、逆に透明性を害するとか、何か特定の業者だけ特別扱いしたって言われかねないので、入札の後にこれ直してくださいみたいなことは、なかなか、ちょっとこれは難しいなというふうに思いました。事前にそこまで説明していただければいいのかもしれないですけど。

これは感想でございましたが、先生方から他にないですかね。特にないようでしたら議題（4）に移りたいと思います。令和5年度における特定調達契約等の実績について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

資料3-1について、説明いたします。令和5年度における、道の特定調達契約の実績を説明させていただきます。

まず、1の「特定調達契約を所管する本庁等の数」について、この数は、任命権者や所管区域等により契約締結権者が定められているところです。令和5年4月1日現在は、記載のとおりとなっております。

続きまして、2の「物品等・特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額」についてですが、全体の件数は485件、金額は、約305億万円となっております。

契約件数の内数としまして、単価契約の件数を掲載しております。単価契約とは、一定期間内で規格や単価だけを予め決定しておき、支払金額は実績に基づいて決める契約方式で、物品等と言いますと電気、ガソリンが、特定役務ですと、除雪の委託業務がございます。

この件数内訳等に誤りがあり、昨日、修正後の資料にて当課HPで公表を行っているところでございます。

大きな転記のミスとしましては、WTO事務局のサービス分類において判断すべき分類を、契約名称から判断した結果、契約名称が船舶の修理工事である契約をこの表の項目分類特定役務（建設工事）と計上してしまいました。本件では、海の上で使用する船舶の修理工事でございますので、WTO事務局のサービス分類においては、運送サービスの事項、海上運送サービスの、船舶の保守及び修理に該当し、修正後の資料では特定役務（その他）で計上しております。失礼いたしました。

3の「物品等・特定役務の項目別の主な契約」についてですが、契約金額の大きなものを説明させていただきます。

「物品等」では、随意契約にて北海道警察で使用するシステム機器の賃貸借契約が締結されたほか、農業用の灌漑施設の整備のため自走式リール巻散水機を購入しております。随意契約となった道警のシステムについてですが、警察庁が設置するサーバ等に電子計算機接続して運転者に関するデータを伝送するシステムにより運転免許保有者情報等を管理、運用する業務に使用する機器の賃貸借契約です。

各警察署や運転免許試験場に関連機器に設置するもので、競争入札を実施しましたが、予定価格の範囲内で入札した者がおらず、4の随意契約の理由内訳の上から4つめ、落札者がいないことを理由とし

た随意契約の手續に移行し、契約を締結しました。

「特定役務（その他）」では、各種の行政情報の管理システムの調達に関して、契約金額が大きい状況でございます。財務会計トータルシステムにおいては、財務会計トータルシステムの共通パッケージプログラムの著作権を所有していること等を勘案した結果、4の随意契約の理由内訳の1つめの、代替させることのできない業務であることとして、随意契約を行っております。

行政情報ネットワーク強靱化設備提供業務では、道の本庁・総合振興局・振興局等を結ぶ基幹的な情報ネットワークに関し、強靱化に必要なシステム構築や保守業務を調達したものです。

「建設工事」では、契約金額が大きいものでは、企業局における工事がありまして3件とも苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業（第1工区～3工区）は全長約22kmの整備する工事で千歳市に立地するラピダス社の次世代半導体製造工場へ工業用水を給水するために必要な配水管を布設する事業でした。

続きまして、4の「随意契約の理由別内訳」についてですが、随意契約は、全体で40件行っております。随意契約できる契約は、特例政令第11条第1項の本文に記載のある地方自治法施行令第167条の2第1項で定めるものと特定政令同条同項各号に掲げているものに限られておりますが、北海道の契約実績におきまして該当があった4つに関し報告をしますと、最多の17件が特許権等の排他的権利等の理由により、供給者が特定されるものがありました。

先ほどの説明での特定役務（その他）で報告した財務会計トータルシステム業務処理委託のほかシステム関係の役務が13件あるほか、現在使用している物品の再度の賃借契約が4件ありました。

次に多いものとしては15件が、入札に付しても落札者がいないとして、随意契約を行っているものでございまして、先の説明の道警の運転者システムの賃貸借などがございました。緊急の必要により競争入札が実施できなかったものに関してはスクールバスの運行1校5路線に関するものでした。4月からのバス運行に関し、3月に入札を実施し1者が参加しましたが、1回目の入札で予定価格の範囲内での入札がなく、2回目の入札は入札者が辞退をしました。落札者や入札者がいない場合として、随意契約の手續に移行しましたが、随意契約に至らなかったところです。養護学校生徒に対するサービスであることから、新たに資格審査を行う等、再度、入札の告示を実施する暇がなく、引き続き、辞退した者と契約締結に向け、交渉し、3月27日(水)に契約締結に至ったものです。

最後に、供給者の変更により、既契約の便益を享受することに支障が生ずるおそれがあるものとしては、いわゆる電子入札システムで、入札を行う道が、民間事業者が管理している入札システムを利用するものなどでございます。以上が、令和5年度における道の特定調達契約の実績の説明でございます。

<札幌医科大学>

札幌医科大学でございます。資料3-2の方で御説明させていただきます。

資料の「1 物品等・特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額」についてですが、一般競争入札が63件の約60億1千万円、随意契約が2件の約4億2千万円の合計65件の約64億3千万円となっております。

続きまして、「2 物品等・特定役務の項目別の主な契約」についてですが、金額の大きなものを主なものとして掲載しております。まず、物品等ですが、1件目は、大学や附属病院の施設で使用する電力の需給契約、他は、がんの治療に用いる薬の「キイトルーダ」、白血病などの治療に用いる「キムリア」で、これらはいずれも一般競争入札で契約の相手方を決定しております。

次に、特定役務ですが、附属病院医療情報統合システム更新に係るコンサルティング委託業務でこちらは公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定し、随意契約を締結したものです。もう一つは、大学の校舎や関連施設の清掃業務で、一般競争入札で契約の相手方を決定しております。

最後に、「3 随意契約の理由別内訳」でございます。随意契約は2件あり、いずれも代替させることのできない物品等・特定役務となっております。説明は以上でございます。

<北海道立総合研究機構>

北海道立総合研究機構でございます。資料の3-3で説明させていただきます。まず1番の「物品等・特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額」ですが、該当するものは物品等の調達競争入札1件でございます。そして続きまして、次に2番目の「物品等・特定役務の項目別の主な契約」でございますが、これは物品等につきまして庁舎等で使用する電力、1件でございます。この庁舎等で使用する電力ですけれどもこれは札幌にあります法人本部及び道内の各試験場など29施設で使用する電力の需給契約になります。入札参加業者は3者で、落札金額は、約4億8千9百万円となっております。説明は以上でございます。

<中川委員長>

ありがとうございました。以上の説明につきまして、御質問等、ありますでしょうか。御質問がなければ議題（4）の説明の聴取を終わりたいと思いますが、本日予定していた議題は以上ですけれども、委員の皆様から他にご意見等ございませんか。

特にないようですが、最後に事務局から何かありますでしょうか。

<事務局>

本日お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。次回の委員会開催に当たりましては、その都度、委員の皆様方と打ち合わせをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

<中川委員長>

ありがとうございます。それではこれもちまして北海道特定調達契約等苦情検討委員会の会議を終了いたします。

以上